

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 7年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：毎年、自社の（育児休業・介護休業）両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 各年 6月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握
- 各年 7月 問題点や改善点の有無について管理部で検討
（問題点があった場合）管理部で改善のための取組を検討し、労使協議にて規程の改定を討議の上実施する

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 各年 毎月 有給休暇取得状況をとりとめる
- 各年 3月 社内電子掲示板で有給休暇取得促進（計画年休制度）の周知を行う

因みに、計画期間平成27年4月1日～令和2年3月31日までの行動計画について、目標に対する対策実施状況を報告いたします。

<目標>

社員が仕事と育児・介護を両立できるよう、職場環境の整備を行う。

<対策>

1. 子供を育てる労働者が利用できる措置について、始業・終業時刻の繰上又は繰下の育児短時間勤務制度を設ける。
→育児休業規程、介護休業規程にて制定（2時間を上限とし、30分単位で利用できる。）
2. 所定時間外労働の削減の為の措置として、ノー残業デーを設定。
→本社、川崎工場は水曜日、小山・三重・北九州工場は金曜日をノー残業デーに設定。
3. 子供の看護の為の休暇について、1年につき5日まで与える。
→就業規則の特別休暇（公休）に5日設定。また、消滅する有給休暇を積立出来る私傷病特別休暇からも年5日を限度に半日単位で取得可能とした。